

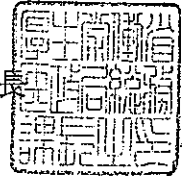
医政総発第1030001号

医政指発第1030002号

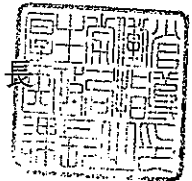
平成19年10月30日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局総務課長



厚生労働省医政局指導課長



薬剤耐性菌による院内感染対策の徹底及び発生後の対応について

院内感染対策については、「医療施設における院内感染の防止について」(平成17年2月1日医政指発第0201004号厚生労働省医政局指導課長通知)及び「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成19年3月30日医政発第0330010号厚生労働省医政局長通知)を、特にバンコマイシン耐性腸球菌(VRE)及び多剤耐性緑膿菌(MDRP)等の薬剤耐性菌による院内感染に関しては、「バンコマイシン耐性腸球菌(VRE)に対する院内感染防止対策について」(平成9年4月23日指第41号・健医感発第51号健康政策局指導課長・保健医療局エイズ結核感染症課長連名通知)、「多剤耐性緑膿菌(MDRP)をはじめとする院内感染防止対策の徹底について」(平成18年7月6日厚生労働省医政局指導課事務連絡)等を参考に貴管下医療施設に対する指導方お願いしているところである。

しかしながら、これらの通知等の発出後においても、高度の医療を提供する特定機能病院をはじめとし、地域の中核病院においても、VRE、



MDR P等の薬剤耐性菌による院内感染事例が散見されている。また、事例の発生に至った原因の究明、患者や家族への説明等事例発生後の対応についての課題も指摘されているところである。

については、貴管下の医療機関に対して、関係法令、通知等を参考に、実施体制の確認等を含め、院内感染対策に関する指導の徹底を改めてお願いする。

特に院内感染対策を含めた医療安全管理体制の整備として、事例発生への対応に当たっては、「医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針の送付について」（平成19年3月30日医政発第0330019号・薬食発第0330009号厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知）の別添内のI.の3.の4）医療事故への対応に関する事項を参考とされたい。

また、患者や家族への説明については、医療法及び保険医療機関及び保険医療養担当規則等の規定に基づく対応のほか、「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成15年9月12日医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知）の3の診療情報の提供に関する一般原則、6の診療中の診療情報の提供、7の診療記録の開示、9の遺族に対する診療情報の提供及び11の診療情報の提供に関する苦情処理に関する事項を参考とされたい。

また、各医療機関において重大な院内感染事例が発生し、当該医療機関内のみでの対応が困難な事態が発生した場合又は発生したことが疑われる場合や患者、住民からの相談等において調整が必要な場合には、保健所、医療安全支援センター、地方衛生研究所等の行政機関の専門家等による支援体制の確保をお願いしてきたところであるが、必要に応じ、国立感染症研究所等の協力を得ることについても考慮されたい。